

8月1日より料金が変更になります

高額療養費の現物給付における 自己負担限度額について

これまで限度額適用認定証等はご加入の健康保険保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

ですが、オンライン資格確認システムの導入によりご加入の健康保険保険者から「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の情報をオンラインで得られるため自ら申請手続きが不要となりました。

短期間の入院でも支払いが高額になることがありますので、この制度をご利用される場合は、入院申込書の【限度額適用認定証のオンライン資格確認について】で同意をいただるか、1階の受付にてお問い合わせください。

70歳未満の方

区分		月単位の上限額	食事負担 (1食につき)
ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1% 〈多数回～:140,100円〉	550円
イ	標準報酬月額 53～79万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1% 〈多数回～:93,000円〉	550円
ウ	標準報酬月額 28～50万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1% 〈多数回～:44,400円〉	550円
エ	標準報酬月額 26万円以下	61,500円 〈多数回～:44,400円〉	550円
オ	低所得者 (住民税非課税)	36,900円 〈多数回～:24,600円〉	270円 (※1 多数該当の場合220円)

70歳以上の方

適用区分	月単位の上限額		食事負担 (1食につき)
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1 % 〈多数回 140,100円 〉		550円
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1 % 〈多数回 93,000円 〉		
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1 % 〈多数回 44,400円 〉		
課税所得 145万円未満の方	22,000円 (年間の上限 216,000円)	61,500円 〈多数回 44,400円 〉	550円
Ⅱ 住民税非課税世帯	11,000円 (年間の上限 96,000円)	25,700円 〈多数回 24,600円 〉	270円 (※1 多数該当の場合220円)
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,700円	130円

新たに「限度額適用認定証」を申請

新たに「限度額適用認定証」を申請

☆過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※1 入院日数が90日を超える場合は、申請により、入院時の食事代がさらに減額されます。

詳しくは保険証の発行元（後期高齢者医療制度は、お住いの市区町村）にお問い合わせください。